

「広島市消費生活基本計画素案」からの主な修正内容（市民意見募集以降）

資料3

(1) 審議会委員等の意見を踏まえた修正

第2章

No	該当ページ	意見の内容	対応	修正前	修正後
1	P3	標題が「広島市における消費者問題の現状と課題」となっているのに、このままの文脈では、「消費生活アンケート調査」のみに力点が置かれているように見える。（大田委員）	消費生活相談の現状と及び消費生活アンケート調査の結果をもとに、現状と課題について分析した旨の表現に修正を行う。	この計画を策定するに当たっては、広島市の消費生活相談の現状を踏まえるとともに、（中略）（消費生活アンケート調査）」（中略）を実施し、広島市における消費者問題の現状と課題について、次のとおり分析しました。	この計画を策定するに当たっては、広島市の消費生活相談の現状及び、（中略）（消費生活アンケート調査）」（中略）の結果をもとに、広島市における消費者問題の現状と課題について、次のとおり分析しました。
2	P6		あっせん率の推移が分かるように、あっせん率及び相談件数のデータを追加する。		
3	P6		消費生活センターが行う「あっせん」の内容が理解しやすいよう、用語の説明を追加する。	—	※消費生活センターにおける“あっせん”とは…相談者（消費者）の自主交渉によってトラブルを解決することが困難であると認められる場合に、相談者（消費者）と相手方（事業者）の間で自主的な解決が行われるように、消費生活センターが助言・援助等を行うこと。
4	P7(3行目, 表4以降3行目)		「敷金返還トラブル」の内容が理解しやすいよう、説明を追加する。	敷金返還トラブルなどに代表される「レンタル・リース・賃貸」	賃貸住宅退去時の敷金返還トラブルなどに代表される「レンタル・リース・賃貸」
5	P7(6～7行目)		近年相談件数が増加している「インターネット通信サービス」の件数及び説明を追加する。	—	インターネット回線・接続契約のトラブルなどに代表される「インターネット通信サービス」（248件）
6	P24 (第3章 P31)		（文書の推敲）	課題18（中略）、被害相談窓口に関する情報その他消費者に役立つ情報一般を対象として行う必要がある。	課題18（中略）、被害相談窓口に関する情報の他、消費者に役立つ幅広い情報を対象として行う必要がある。

第3章

No	該当ページ	意見の内容	対応	修正前	修正後
7	P25	「基本的な方向1」の【課題】で、「事業者に対する啓発の推進（課題12）」については、同じ文言が最初の「事業者に関する啓発の推進及び指導の強化（課題5）」にあるので同様の他の箇所と合わせて表記してはどうか。同様に、「基本的な方向3」の【課題】で、「消費生活相談体制の充実（課題3）」については、「身軽で気軽に相談できる消費生活センターの確立と相談体制の充実、～（課題1・9）」と合わせるべきではないか。）（大田委員、田邊委員）	共通の課題については集約した【課題】の項目の修正を行う。	【計画の基本的な方向1 消費生活の安全・安心の確保】 ・事業者に対する啓発の推進及び指導の強化（課題5） ・事業者に対する指導やコンプライアンス推進の働きかけ（課題10） ・食品の安全性の確保（課題10・11） ・事業者に対する啓発の推進（課題12） （中略） 【計画の基本的な方向3 消費者の被害の救済】 ・身近で気軽に相談できる消費生活センターの確立と相談体制の充実、少額被害の救済（課題1・9） ・消費生活相談体制の充実（課題3）	【__基本的な方向1 消費生活の安全・安心の確保】 ・事業者に対する啓発・指導やコンプライアンス推進の働きかけ（課題5・10・12） ・食品の安全性の確保（課題10・11） （中略） 【__基本的な方向3 消費者の被害の救済】 ・身近で気軽に相談できる消費生活センターの確立と相談体制の充実（課題1・3・9） ・少額被害の救済（課題9） （削除）

No	該当ページ	意見の内容	対応	修正前	修正後
8	P26(, 31, 32, 33) (第2章 P22, 23)		「消費者教育の推進に関する法律」に基づき消費者教育や啓発については「消費者教育」に表現を統一する。 (平成24年12月13日施行の「消費者教育の推進に関する法律」第2条において、「『消費者教育』とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育(消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。)及びこれに準ずる啓発活動をいう。」としているため。)	2 消費者力の向上 1 消費者教育・啓発の推進 (1)消費生活に関する情報提供の推進 (2)消費者の年齢その他の特性に配慮した消費者教育・啓発の推進	2 消費者力の向上 1 消費者教育(削除)の推進 (1)消費生活に関する情報提供の推進 (2)消費者の年齢その他の特性に配慮した消費者教育(削除)の推進
9	P27(, 28, 29)	修飾関係が不明確なため、「(中略)に関する相談には、(中略)適切かつ速やかな対応に取り組みます。」は「(中略)に関する相談には、(中略)適切かつ速やかに対応します。」としてはどうか。(大田委員)	意見のとおり修正を行う。	(中略)食品の安全性に関する相談には、(中略)適切かつ速やかな対応に取り組みます。	(中略)食品の安全性に関する相談には、(中略)適切かつ速やかに対応します。
10	P29		(文書の推敲)	(2)生活関連物資の安定供給 (中略)また生活関連物資の円滑な供給量確保のため、必要に応じ、事業者に指導等を行います。	(2)生活関連物資の安定供給 (中略)また生活関連物資の供給量確保及び流通の円滑化を図るため、必要に応じ、事業者に指導等を行います。
11	P33, 34, 35	再掲のある取組について、主たる項目以外に掲載する場合は取組名のあとに【再掲】を記述しているが、初出の箇所に【再掲】の表示があるのは若干違和感がある。(田邊委員)	取組の初出の箇所が【再掲】に当たる場合は、【再掲】の文字を小さく表示し区別をする。	(P35) ○広島市消費生活審議会への消費者団体、公募市民の参画【再掲】 ○消費生活モニター、ホームページにおける消費者の意見の募集【再掲】 (P35) ○法律専門家(弁護士)による助言業務及び事例検討会の実施【再掲】	(P35) ○広島市消費生活審議会への消費者団体、公募市民の参画【再掲】 ○消費生活モニター、ホームページにおける消費者の意見の募集【再掲】 (P35) ○法律専門家(弁護士)による助言業務及び事例検討会の実施【再掲】
12	P34(4行目)	第2段落の「こうした中、消費者の意向を適切に反映した市の施策を推進するとともに、～」が若干読んでわかりにくい。(田邊委員)	案のとおり修正する。	こうした中、消費者の意向を適切に反映した市の施策を推進するとともに、 (略)	こうした中、消費者の意向を把握するとともに、それを市の施策に適切に反映を行うことが、広島市の消費者行政に求められています。 今後とも、消費者の意見の把握・反映に取り組むとともに、 (略)
13	P36(12行目) (P27, 28, 29, 30)	市民にとって「庁内」という表現は分かりにくい。(田邊委員)	第3章で使用している「関連する市の所管部局」を「広島市の関連する所管部局」に修正し、表現を統一する。	(2)関係機関等の連携の強化 庁内の他部局との連携による(略)	(2)関係機関等の連携の強化 広島市の関連する所管部局の連携による(略)

第4章

No	該当ページ	意見の内容	対応	修正前	修正後
14	P37の3行～4行目		(No13の修正に伴う変更)	計画の推進に当たっては、関係する部局と連携する必要があるため、消費生活センターが中心となって、 <u>庁内</u> の関係課長で構成する消費者行政ネットワーク会議において消費者施策の進行情勢管理を行い、計画の総合的な調整を図ります。	計画の推進に当たっては、関係する市の所管部局と連携する必要があるため、消費生活センターが中心となって、(削除)関係課長で構成する消費者行政ネットワーク会議において消費者施策の進行情勢管理を行い、計画の総合的な調整を図ります。

(注)「意見の内容」欄に斜線のあるものは、事務局における修正箇所

(2) 関係課の意見等を踏まえた修正

第3章

No	該当ページ	意見の内容	担当課	修正前	修正後
15	P28	「広島市食糧・農業・農村ビジョン」の見直し(平成24年度)による修正。	経済観光局農政課	○ <u>地域で生産された安全・安心・新鮮な製品の確保及び地産地消の普及・啓発</u>	○ <u>市内で生産した新鮮、安心“ひろしまそだち”産品の地産地消の推進</u>
16	P32	No8の修正に伴う取組名の変更（「消費者教育の推進に関する法律」に基づく表現の統一。）	市民局消費生活センター（教育委員会指導第一課、指導第二課、特別支援教育課）	○ <u>学校教育</u> における消費者教育の推進	○ <u>学校（削除）</u> における消費者教育の推進
17	P32		企画総務局企画調整課	○ <u>大学等</u> における消費者教育・啓発	○ <u>大学等</u> における消費者教育の推進
18	P32		市民局消費生活センター	○ <u>事業者及び事業者団体による消費者教育・啓発の取組への支援</u>	○ <u>事業者及び事業者団体による消費者教育（削除）の取組への支援</u>
19	P32		市民局消費生活センター	○ <u>特殊販売及びインターネット関連に関する消費者教育・啓発の推進</u>	○ <u>特殊販売及びインターネット関連に関する消費者教育（削除）の推進</u>
20	P32	「広島市食糧・農業・農村ビジョン」の見直し(平成24年度)による修正。	経済観光局農政課	○ <u>地産地消における「食」と「農」を結びつける消費者教育の推進</u>	○ <u>食と農の理解の促進と地産地消の推進</u>
21	P35	取組内容を反映した取組名称への修正。	市民局消費生活センター	○ <u>法律専門家（弁護士）の助言業務</u>	○ <u>法律専門家（弁護士）による助言及び事例検討会の実施</u>
22	P35	取組内容を反映した取組名称への修正。	市民局消費生活センター	○ <u>事業者への情報提供</u>	○ <u>事業者への情報提供による消費生活センターの周知</u>

（注）上記以外に、担当課への確認作業に伴い【主な取組】を追記した。（P29～P33 下線が引いてある取組）